

一般社団法人 埼玉県農林会館 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県農林会館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県下の農林団体の連携を密ならしめ、その事業の発達に関する事業を行い、もって埼玉県下の農林業者の社会的、経済的地位の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会館施設の建設維持及び管理並びに農林団体及び農林業者の利用に対する提供
- (2) 農林団体の相互連絡の緊密化のための調整
- (3) 農林業者の教養福祉に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県下において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の各号に規定する者であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- (1) 埼玉県

- (2) 埼玉県農業協同組合中央会
 - (3) 埼玉県の区域を地区とする農業協同組合連合会
 - (4) 埼玉県内に従たる事務所を有する、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
 - (5) 埼玉県内に住所を有する農林業者の社会的、経済的地位の向上を図ることを目的とする者
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める加入申込書を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は前項の加入申込書を受け取った場合には、遅滞なく、その者の加入を理事会の議に付するものとする。
- 3 前項の理事会において、その加入が承認された場合は、理事長は、遅滞なく書面をもって、その旨を加入申込みをした者に通知し、入会金の払い込みをさせるとともに会員名簿に記載するものとする。
- 4 加入申込みをした者は、前項の規定による入会金の払い込みの後に会員名簿に記載されることによって会員となる。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、必要に応じて、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総会員の4分の3以上の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (6) 入会金の額
- (7) 負担金の額
- (8) 定款及び総会運営規程の変更、廃止
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招

集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、理事長は、総会の日1週間前までに、会員に対して、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 前3項の場合において、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、専務理事が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決及び代理権行使)

第18条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によってその議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証明する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の場合における第17条の規定の適用については、その会員は出席したものと

みなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上7名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長、専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事は同法第91条第1項第2号の業務執行理事を兼ねる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、会員の役員の中から総会の決議によって選任する。ただし、埼玉県内に従たる事務所を有する全国の区域を地区とする農業協同組合連合会の会員については、地域の業務を司る運営委員会会長及び運営委員会副会長並びに県本部長の中から選任することができる。

2 この法人の理事及び監事については、それぞれ1名以内にかぎり、前項に規定する者以外から選任することができる。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。専務理事は、第2項に規定する者をもって理事会の決議によって選定する。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。なお、専務理事は、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員地位喪失)

第25条 会員の役員の中から選任された役員は、会員の役員地位を失ったときは、この法人の役員地位を失う。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会の決議によって支給することができる。

(役員法人に対する責任の免除又は限定)

第28条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(顧問の設置)

第29条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の事業に協力し、理事会の諮問に応ずる。
- 3 顧問は、理事会において選任及び解任する。
- 4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 総会の招集及び総会に附議すべき事項
- (5) 資産の管理に関する事項
- (6) 会員の資格の取得に関する事項
- (7) 第1号の業務執行に係る諸規程（定款その他総会で承認すべき規程を除く。）の設定、変更及び廃止
- (8) その他法令で定められた事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合にその請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法令に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、または監事が招集をしたとき。

3 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、専務理事が理事会を招集する。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2項第2号又は前条第2項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長及び専務理事が欠けた場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の種別)

第37条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第38条 基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の承認を要する。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配の禁止）

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、埼玉県において発行する埼玉新聞に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議により、理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は鯨井武明とし、副理事長は島村功作とし、専務理事は富田喜一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の変更は、平成27年3月25日から施行する。

この定款の変更は、平成28年3月25日から施行する。

この定款の変更は、平成29年6月30日から施行する。